

改正派遣法に基づくマージン率の公開

※対象期間:2020年4月1日~2021年3月31日

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主(当社)は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率)を公開することが義務付けられました(法第23条第5項)。このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(小数点以下一位未満を四捨五入する)

派遣労働者の数	11人
派遣先の数	5社
マージン率	48.0%
派遣料金平均	39,771円(1日(8時間当たり)の額)
労働者賃金平均	20,666円(1日(8時間当たり)の額)
教育訓練に関する事項	派遣業務概要、情報セキュリティ及び個人情報保護教育、安全衛生教育等

マージンの内訳

内訳項目	項目内容
通勤交通費	通勤交通費
法定福利費	労災保険、雇用保険、厚生年金保険、健康保険料等
会社運営費	研修・教育費用、人件費、採用・募集広告費等

労働者派遣法第30条の4 第1項の労使協定に関する事項

労使協定の締結の有無	労使協定の締結あり
協定対象労働者の範囲	全ての派遣労働者
労使協定の有効期間	2020年4月1日~2022年3月31日